TADIC
justax No.132
®JUL'04
東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

弁護士の職務に関連した印税収入は事業所得

―― 多額の広告費用が認められた事例 ――

平成 15 年上期の裁決事例集 65 集が発刊され、国税不服審判所のホームページにも公開されました（http://www.kfs.go.jp/）。今回は、事例集のうち、話題となっている弁護士の印税収入に関する裁決をご紹介します（平成１５年３月１１日裁決・Ｊ６５－２－０８・全部取消し）。

∞　∞　∞　∞

弁護士業を営む審査請求人は、自らが執筆した本件著書の印税収入（平成 9 年分 84 万円余、平成 10 年分 75 万円余）を雑所得の収入金額に算入し、新聞に掲載した本件著書の広告に係る費用（平成 9 年分 320 万円余、平成 10 年分 323 万円余）を事業所得の必要経費に算入して申告したところ、原処分庁は、広告費用は雑所得の必要経費であり、その損失は、所得税法 69 条 1 項の規定により損益通算できないとして更正処分等をしました。

請求人は、本件著書は債務処理に強い弁護士としての知名度を高める広告宣伝のために著述したもので、弁護士業務に関連して行った執筆行為であるから、本件印税収入は事業所得の付随収入であると主張しました。そして、雑所得として申告したのは誤認であったとして審査請求に及んだものです。

原処分庁は、請求人は執筆を業としていないこと、請求人の執筆行為は事業所得を生ずべき事業に該当しないこと及び本件印税収入は事業所得の付随収入に該当しないことから、本件印税収入は雑所得の総収入金額に含まれると主張しています。

国税不服審判所は、審理の結果、本件印税収入は事業所得に係る総収入金額に含まれ、本件広告費は事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべきであるとして、更正処分等の全部を取り消しました。

① 弁護士としての所得の稼得形態は、弁護士法３条１項に規定する弁護士の職務を行うことによるものだけに限られているものではないから、弁護士業に係る事業所得の総収入金額には、本来の弁護士の職務を行ったことに伴い支払われる報酬のほか、講演料、出演料、印税、原稿料等の収入であっても、その講演等が弁護士の立場で行われたもの、あるいは、その内容が弁護士としての知識や経験等に基づくものであって、本来の弁護士の職務と直接の結び付きが認められるものは、所得税法上事業所得以外の各種所得に係る収入金額又は総収入金額として特に明示されているものを除き、これに含まれると解するのが相当である。

② 本件印税収入に係る著書の内容は、多重債務者や倒産の危機が迫った会社経営者の救済方法等を数多くの実例を紹介して著述したもので、これは、現に弁護士業を営む請求人の弁護士としての知識と経験に基づくものであり、本来の職務との直接の結び付きがあると認められる。そうすると、本件印税収入は、事業所得に係る総収入金額に含まれると解するのが相当である。

③ 出版契約の内容によれば、本件印税収入は、著書の販売部数ではなく出版部数に応じて、広告の有無にかかわらず支払われることになっていることから、請求人にとっては、販売の促進の必要性は必ずしも認められず、本件広告は、これを直接の目的とするものとは認められない。かえって、本件広告費は、印税収入に比して著しく多額であること及び請求人の広告の目的は、広告あるいは著書の販売促進を通じて弁護士としての知名度を高めることにあったと推認される。したがって、本件広告費は、弁護士業について生じた費用として事業所得の必要経費と認められる。

……（税法データベース編集室　市野瀬 啻子）

◇ 以上の判例について詳細（全文・Ａ４版９枚）が必要な方は、送料・実費とも 1,500 円（税込）で頒布しますので、下記宛ご一報ください。

JUSTAX 第132号(平成16年7月10日号)／編集・発行　東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 モリタニビル／TEL(03)3350 6300 FAX (03)3350 4628